広報こうた
No. 154 昭和42年10月1日
発行 額田郡幸田町
編集 幸田町企画室
印刷 あいち印刷社

10月当直医日割表

		電話
1日	浅井医院	212
8日	鈴木医院	20
10日	上田医院	52
15日	鴨田幸田診療所	呼151
22日	天真堂医院	66
29日	神谷医院	212

今月の納税

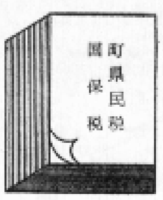

納期限は十月二十八日です

母子健康センター 工事順調に進む

去る八月着工した建築工事も順調に進み現在二階建物のコンクリート打が終りました。続いて平屋建に着手完成は十二月中旬となります。竣工検査が済み来年一月から検診業務は総てここで実施することとなり、環境もよく利用されるかたも大変便利となりましょう。この室名配置は次のとおりです

母子健康センター平面図

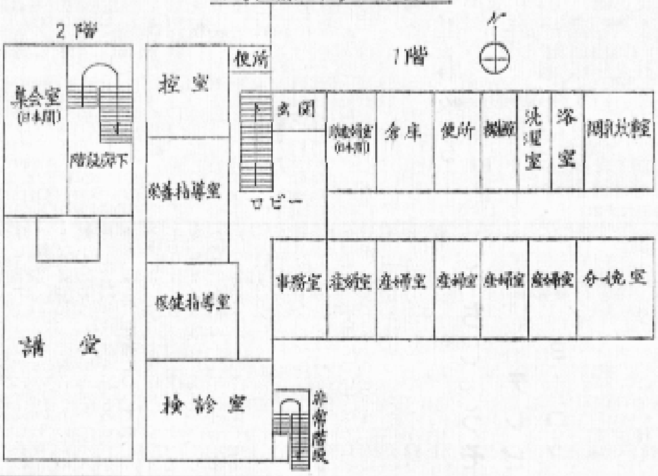

新教育委員に佐橋氏（坂崎）

中村賢治教育委員さん（長嶺）が九月三〇日で任期満了となり、その後任として坂崎の佐橋登さんが選任されました。この結果教育委員さんは次のかたがたです。

大浦 七松（深溝）
天野源四郎（野場）
内田 節（荻）
中根 秀一（横落）
佐橋 登（坂崎）

幸田町消防団総合競技会に 第三分団が優勝

去る九月二十四日午前八時三十分より幸田中学校グランドで開催されました。

当日は、絶好の秋晴に恵まれ消防団員の士気は旺盛で日頃の訓練の成果を十二分に発揮し各分団とも各種目において健斗されましたが総合点において第三分団が優勝をかちえられました。

競技種目は次のとおり。

一、閲団
二、消防自動車ポンプ操法
三、可搬式消防ポンプ操法
四、階梯操法
五、部隊訓練
六、分列

「法の日」を迎えて 十月一日

皆さん。皆さんのご近所に交通事故にあい悲惨な生活を送っている人はありませんか。私たちは幸せな生活を求めて毎日汗を流しています。しかし、こうして一人一人が努力して築き上げた共同生活即ち家庭そして社会が法を守らない人たちのために破られるとしたら、こんな不幸なことはありません。交通事故は自動車の運転者あるいは歩行者が法を守らなかったために惹き起した不幸のほんの一例にすぎないのです。つまり私たちが共同生活の中で幸せな生活を営むためには、一人一人が法を守らなければならないということです。そして同時に法が守られているかどうか監視し、破る者があれば勇気をもってそれを守らせる態度が必要です。

ところで、国民一人一人が法を理解し法を尊重する精神をたかめるため、裁判所・検察庁・法務局・弁護士会の提唱により政府が昭和三十五年十月一日から定めたのが「法の日」で、今年はその第八回目にあたります。

最近では新聞、テレビ等でも裁判・人権問題等に関する記事がよく見られ、家庭内の問題や子供についての心配ごとその他いろいろな法律上の争い事を相談するため、裁判所等に来られる人が年々ふえています。それだけこうした面からも法に対する関心がたかまってきていることを示しています。

私たちはこの「法の日」を、法を尊重することの重要性をあらためて認識し反省する一日といたしましょう。

なお十月一日から一週間を「法の日」週間として、裁判所・検察庁・法務局・弁護士会等で左記行事が行なわれます。ご用の際は名古屋東区内名古屋家庭裁判所（電九五一―二六六五番）へお問い合せください。

記

▽県下各所に無料法律相談所開設
▽各種団体の講演会に対する講師派遣
▽裁判所の開放見学

昭和四十二年度畜犬登録 狂犬病予防注射実施

秋の畜犬予防注射を実施いたします。代金および日程は次のとおりですから飼育者は必ず注射を受けてください。なお春に登録してない畜犬は今回登録を受けてください。

1登録代 三〇〇円
2注射代 二〇〇円
3手数料 五〇円

十月九日	一・〇〇 二・三〇 二・四五 四・十五	坂崎小学校 幸田小学校	長嶺、久保田、坂崎 大草、高力、鷲田、岩堀
十月十一日	一・三〇 二・三〇 二・四五 三・四五	萩谷小学校 深溝小学校	荻、芦谷、幸田、三菱、横落 里、海谷、市場
十月十二日	一・三〇 二・〇〇 二・十五 三・〇〇 三・一五 三・四五	逆川集荷所 上六栗集荷所 桐山集荷所	逆川 上六栗、永谷、六栗 桐山
十月十三日	一・三〇 二・三〇 二・四五 三・一五	野場公民館 須美集荷所	野場、永野、新田 須美
十月十四日	一〇・〇〇 一一、三〇	幸田町役場	幸田一円

老令福祉年金を請求しましょう

老令福祉年金は、七〇才以上の人に国が支給する年金です。現在老令福祉年金の年金額は一八、〇〇〇円ですが昭和四十三年一月から一九、二〇〇円に引き上げられます。

老令福祉年金は全額国の費用で支給しますので、ある程度生活にゆとりのあるかたがたにはご遠慮願う仕組みになっていますが、七〇才になればだれでも年金を受ける資格がありますので役場住民課にご相談のうえ、裁定請求の手続きを行ってください。

裁定請求の手続きは役場住民課に裁定請求書など必要な用紙が用意されていますからそれに記入して戸籍抄本・住民票謄本などを添えて出していただければよろしいのです。この裁定請求の手続きを行わないで五年間放置しておくと時効によって折角の年金を受ける権利が消滅し一生涯老令福祉年金を受けられなくなってしまいます。七〇才以上の方で、まだ裁定請求の手続きを行なっていない人は、早めに手続きをすましてください。

心配ごと相談日

とき 十月十一日（水） 午前中
十月二十五日（水） 〃
場所 役場保健センター

商工だより

一、第十七回全国商工会珠算検定試験について
1期日 十一月十九日 午前十時
2ところ 幸田中学校
3申込期日 十月二十日まで
4備考 受験料その他明細は商工会事務局にお問合せ下さい

二、十月税務記帳指導について
1とき 十月三日六日十三日十七日二十日二十四日二十七日三十一日 午後一時より五時迄
2ところ 幸田町商工会館（元芦谷部長派出所跡）
3指導者 税理士 越山一男氏 指導員 稲吉 保氏
4備考 青申の人はなるべくご参加下さい

三、工業部門財務管理コース受講案内
1とき 十月十八日より十六日間
2ところ 名古屋市 中小企業センター
3申込 十月五日迄
4受講料 七、〇〇〇円
5備考 明細については商工会にてお尋ね下さい

赤い羽根募金にご協力を

協同募金運動期間（自 十月一日 至 十二月三十一日）

本年も共同募金運動が三ヶ月間にわたって展開されます。住民の皆様からあたたかいご支援をうけてまいりました募金運動もことしで二十一年目を迎えました。

この共同募金の浄財は民間社会福祉事業の推進に使われ明るい社会を築きあげる役割を果してまいりました。本年も「あかいはねこどものあそびば」づくりを始めさまざまな福祉活動を推進し住よい町にするために目標額達成にみなさまがたの深いご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

ここから明るい明日が生まれる 住みよい郷土をつくる郵便貯金

将来に不安のない豊かな生活のためにも貯金は必要です。国がますます繁栄し、住みよい町や村をつくるためにも貯金は役立っています。

国民生活に結びついた貯蓄手段として広くご利用をいただいている郵便貯金は、年々順調な増加を続け、その現在高も三兆六千億余円という巨額になっています。

このお金は、大蔵省の資金運用部をとおして、私たちの県や市町村をはじめ公団、公社、公庫などに貸し出され、住宅、学校、公民館、道路、ダムなどの建設、ガス、水道、衛生施設などの整備拡充、産業の振興など国づくり「住みよい郷土づくり」に大きな役割りをはたしております。

当幸田町へも現在資金運用部から二千九百余万円融資され住宅、簡易水道などの建設費にあてられております。

郵便局では、このような郵便貯金のはたらきを広くみなさんに理解していただき、さらに郵便貯金をふやすために大蔵省・自治省をはじめ関係機関と協賛して十月一日から三十一日までの一ヵ月間「住みよい郷土をつくる郵便貯金奨励運動」を行なうこととなりました。

明るい明日の生活のために、そして住みよい町や村をつくるためにこの際安全、有利、無税の郵便貯金を少しでも多くご利用くださいますようおすすめします。

名古屋郵政局
東海財務局

青年団だより

明治、大正、昭和のつどい

去る九月十日中央公民館において青年団の主催で明治、大正、昭和のつどいが催されました。このつどいは、青年の考え方を理解してもらい。また明治、大正、昭和の各年団の意識のずれを確認しお互に理解しようというのがねらいで、青年団の活動発表、町長さんの町のビジョン説明があり午後からは、結婚、老人問題、青年の生活と意見について、各戸のみなさんと意見交換がなされました。このつどいは、県下でもめずらしい行事で、県教育委員会の石川先生からおほめのことばをいただきました。

十月保健センター行事

十月十一日（水）
乳児相談 九・三〇～一一・三〇
妊婦検診 一・三〇～三・三〇
十月十三日（金）
成人病検診 一〇・〇〇～三・〇〇
十月十八日（水）
乳児相談 九・三〇～一一・三〇
乳児検診 一・三〇～三・三〇
十月十九日（木）
離乳食講習 九・三〇～一一・三〇
十月二十七日（金）
3才児～12ヶ月検診 一〇・〇〇～三・〇〇

町で廃犬の買上いたします

△買上期日
十月十八日
十月十九日 午前中 （役場）
買上金額
(イ)生後三ヶ月以下 一頭につき 五〇円
(ロ)外 一頭につき 一〇〇円
(ハ)買上するときは印かんを持参してください。

引揚者等に特別交付金が支給されます

受付開始十月二日

引揚者が外地で長い間つちかった財物・財産のほか生活上の支えまでも敗戦のため一切失った特異性に着目し、国が特別交付金を支給することになりました。その内容は次のとおりです。

△支給対象者
引揚者およびその遺族ならびに引揚前死亡者の遺族。

△条件
①本邦以外の地域（外地）に昭和二十年八月十五日（終戦日）まで引き続き一年以上外地に生活の本拠を有していた者で、終戦に伴って発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により同日以後本邦に引き揚げたもの
②外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴って発生した事態により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの
③外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、終戦に伴って発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至った後引き続き外地にある間に死亡したもの

△特別交付金の支給
一、引揚者
二、昭和四十二年七月三十一日以前に死亡した引揚者の遺族
三、引揚前死亡者の遺族

△特別交付金の額（終戦時の年令による）

一、引揚者

五十歳以上	一六〇、〇〇〇円
三十五歳以上五十歳未満	一〇〇、〇〇〇円
二十五歳以上三十五歳未満	五〇、〇〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	三〇、〇〇〇円
二十歳未満	二〇、〇〇〇円

二、遺族

五十歳以上	一一二、〇〇〇円
三十五歳以上五十歳未満	七〇、〇〇〇円
二十五歳以上三十五歳未満	三五、〇〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	二一、〇〇〇円
二十歳未満	一四、〇〇〇円

三、前項の場合において外地に終戦日まで引き続き八年以上生活の本拠を有していた者に支給する特別交付金の額に一万円を、遺族には七千円を加算した額を支給される

△特別交付金の支給を受けるべき遺族の範囲
遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者・子・父母及び孫とする。ただし**配偶者について**は死亡者の死亡の日以後昭和四十二年七月三十一日以前に、死亡者の二親等内の血族以外の者の配偶者となった者及び近親者以外の者の養子となり、かつ昭和四十二年八月一日において当該養子である者を除き、**子または孫については、**死亡者の死亡の日以後昭和四十二年七月三十一日以前に離縁によって死亡者との当該親族関係が終了した者及び昭和四十二年八月一日において近親者以外の者の養子となっている者を除く。

△遺族の順位
①支給を受けるべき遺族の順位は配偶者・子・父母・孫の順序による。ただし**父母について**は死亡者の死亡の日においてその死亡者によって生計を維持し、またはその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする
②昭和四十二年八月一日以後引き続き一年以上生死不明である場合において他に同順位者がないときは、次順位者の請求によりその次順位者を特別交付金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる

△国債の発行と支給方法
特別交付金は十年以内に償還（無利子）記名国債が交付されます。支払は昭和四十三年から毎年八月十五日とする。

△請求期限
昭和四十五年三月三十一日までです。

△請求手続
特別交付金を請求するにあたり何らの用意もなく市町村役所の窓口で手続きをされますと手数がかかりますから請求さる前に次のような書類をあらかじめ準備しておいてください。

△請求書　十月二日から市町村役場で受付を開始します。

△引揚者の手続書類
①引揚者が引き揚げてきたことを証する書類
㋑引揚証明書
㋺検疫証
㋩市町村長発行定着証明書
②外地在住立証資料（一年または八年以上外地に生活の本拠があったことを証する書類）
㋑在外公館、会社等が発行した在住身分等を証するもの
㋺通信文書（当時の日付印のあるもの）
③①または②の書類は引揚者給付金請求のさいに原本を提出されていれば省略もできます。
④現在の戸籍謄（抄）本または住民票。
⑤終戦日の本籍証明書
⑥配偶者・子・父母で受給権を請求者に譲渡して一括請求するときは全員記載のある戸籍

△死亡者の遺族の手続書類
①外地からの引き揚げおよび外地在住の立証資料は生存者の場合と大体同様である。
②死亡者の除籍時の戸籍謄（抄）本
③請求者の戸籍謄（抄）本または住民票
④昭和二十二年四月一〇日以降の死亡者は終戦日の本籍地証明書
⑤同順位の遺族が数人ある場合は請求同意書

△請求手続書類
①終戦の際、本邦に滞在中であった者はこれを証する書類
②相続人は戸籍抄本・同順位者があるときは同意書
③死亡者と事実婚姻関係にあった者はその申立書
④遺族で配偶者以外の者は先順位者がいないことの認められる戸籍と申立書
⑤なお手続きされる場合には印鑑証明の印鑑が必要です

△請求書類等の諸用紙は役場住民課福祉係にあります。なおくわしい事は直接受付にてお話いたしますから添付書類だけはととのえてくださるようにお願いします。

昭和42年度 防じん舗装工事終る

昭和45年度を目標に町内認定重要町道を全路線舗装にと毎年度工事を進めており本年度予算一九、六一〇千円を二回に分け指名競争入札に付し請負契約施行し四社業者により全部完了しました。
なお工事の概要は次のとおりです。

工事費	一九、六一〇千円（補修費を含む）
延長	一二、五四〇m
面積	三八、一八五㎡

（道路の不法占用はやめましょう）

（防じん舗装なった町道幸田六栗線）

うちじゅうそろって テレビを見ましょう

ヨーロッパの旅(十)

教育委員会　本多　進

ヨーロッパの国々をまわってテレビのすくないのには全くおどろきである。幸田町の普及率は九十七・九パーセントであるのにくらべるとテレビについては後進国である。日本では子供がマンガばかりみて困るとか勉強しない、チャンネルあらそいで夫婦仲が悪くなる？などという問題までおきている。

ヨーロッパには日本のようにテレビは普及していない。イギリスでは劇場やオペラへ行けない者のみるものだと軽蔑する人さえいる。フランスのテレビなど番組の内容がまったくつまらないと私の友人（日本経済新聞パリ特派員）はいっていた。ドイツはチャンネルが二つだから、日本のように毎日ぶっつづけで三時間もマンガをみるようなことはないしまだ社会問題にもなっていない。それでも親とのチャンネル取り合いもあるという。

ドイツ人は議論のすきな国民だ、チャンネルの取り合いで親と子がながなが議論する。そのうちに子供の時間は終ってしまうなんて笑っていた人がいた。ドイツのテレビ案内には子供の推奨番組にしるしをつけていた。子供の時間は子供に与えてやる。その代りおとなの時間はおとながみる。ギャングがでたり、ピストルのでる（あまり多くない）のはおとなの時間だから子供に影響は少ないとのんびりしている。日本のテレビには、見る方の面と作る方の面の両方に問題がある。わたしたちの理想は子供と話し合って子供の見るいくつかの番組をきめておいて、親は子と一緒に見ながらアドバイスしてやることである。作る方の人は作家も演出家も教育良心の持主でなければならない。

随分えらそうなことを書いたが、アムステルダムの街頭でわたしは〇・五インチのカラーテレビを一台だけ購入した。チャンネルは六チャンネル価格は安く、なんと二百円、そんな安いテレビがあるはずがないと思われるがそこは含蓄だけにのぞきテレビである。・・・・・・指でチャンネルを廻すといろいろな場面がでてくるあまりに安くしかも内容が充実（？）しているのでみやげに買おうと、ときならぬテレビ争奪戦が街頭ではじまってしまった。内容が色々あるのでその選定に時間が必要となり、二〇台も買いこんだ、あるPTA会長さんはついに電車に乗りおくれみんなを困らせた。

帰国のとき飛行機の中でみんなとその致運したテレビをのぞきこんでニヤニヤしている。「なにを見てるんだい」と聞くと「教育テレビだよ！」と答えた。となりのやつが「おいいま飛行機は北極点通過だぞ」とさけんだら例の芸術鑑賞中の先生「おれのは極点に達しているぞ」とさけんだ。長いあいだご愛読いただいてまことにありがとうございました。ヨーロッパの旅も十回になりましたのでこのへんで終りたいと思います。教育委員会職員でありながら非教育的なことばかり書いたことをおわび申しあげます。読後のご感想がございましたら教育委員会内線二〇二六本多迄どうぞ、お願いいたします。

おわり

『交通事故シリーズ』

被害者のために

交通事故にあわれたかたが、まず心配されることは。
○医者の支払いはどうなるか
○相手がどこまで損害を見てくれるか
○保障の話しをどのように進めたらよいかと云うような損害賠償の問題だと思います。ところが損害賠償についての知識がないばかりに相手につけこまれたり、示談屋に割り込まれたりして、つい僅の涙ほどの安い金で泣き寝入りしたというのがよくある例です。

これから「交通事故シリーズ」は交通事故の損害賠償について話し合うときの手引きにしていただき正当な保障を受けられるようにとそのあらましをまとめたものです。わかりにくいところは近くの交番でおたずねください。

◎事故にあったときの注意

○警察へ必ず届ける
相手から、「円満に話しをつけるから」と頼まれて警察へ届けずにいたため、あとから事故の責任を一方的に押しつけられてしまったという例がよくあります。事故にあったときは、必ず警察へ届けて、調査しておいてもらうことがたいせつです。

○けがをしたとき
人が集まってきたので恥しいとか、少し痛いだけだからなどといって、その場で医者にみてもらわなかったため、あとからけがが意外に重かったといっても、相手に信用されず、たいへん困ったということがあります。けがは軽いと思っても、すぐ医者の診断を受けるようにし、特に頭や腹のときは、慎重に診察してもらうことがたいせつです。

○相手の住所や名前を確かめる
相手の言う住所や名前をそのまま信用して別れたが、あとでそこに住んでいなかったとか、また医者に運んでくれたが、治療を受けている間に逃げられたということがよくあります。そのため、自動車の番号や、また不審に思うときは、運転免許証を見せてもらって、相手の住所や名前を確かめておくことがたいせつです。

○損害賠償請求方法のあらまし
交通事故で他人にけがをさせたり、死亡させたりした者は、自分に過失がなかったことを証明することができない限り、被害者やその遺族に対して、損害を賠償しなければならないことになっています。こうした交通事故の損害賠償について話し合うには、どのような方法や手続きがあるかということを、まず知っていただくことがたいせつです。そのため事故の発生から解決までの手順等については次号でお話いたします。

岡崎警察署　青谷派出所

成人式の女性の服装 洋装に決定しました

成人式の女性の服装については本年七月以来、成人式関係者、婦人会、青年団、新成人代表者のみなさんに計三回程集っていただき検討をしてまいりました。さる九月十七日の新成人（女性）の懇談会で最終的に、洋装と決定いたしました。

したがって来年一月十五日の成人式には全女性が洋装で参加いただくことになり、和服での参加は出来ませんのでおしらせします。

なお十二月中旬に新成人の健康診断を役場で実施いたしますので、検診をおうけくださるようお願いします。

ライオンズクラブだより

花のある美しい町づくり運動について幸田ライオンズクラブより花の種を無料交付いたしますのでご希望の人は幸田町商工会館内幸田ライオンズクラブ事務局でお受取りください。

三菱レイヨン（チーム）優勝

第一回ライオンズ旗争奪軟式野球大会

幸田ライオンズクラブより寄贈をうけたライオンズ旗の争奪軟式野球大会がさる九月十日におわりその結果は次のとおりです。

優勝	三菱レイヨンチーム
準優勝	森川産業チーム
三位	坂崎チーム
四位	稲吉工業チーム

参加チームは、農協・役場・マツダオート名古屋・野場茂・桐山・三好電機でした。